

答申第224号（諮問第233号）

「県立●●センターの医師職員・看護職員・薬剤師職員・精神保健福祉士職員等（以下甲という）が、自身が精神疾患を患ったら自身の医療資格を返上して辞めなくてはならないのに、甲は離職しなくてもよい・又は離職してはならない、という内容」外1件の公文書不存在決定に対する審査請求

群馬県公文書開示審査会
第一部会

第1 審査会の結論

群馬県知事が行った決定は妥当であり、取り消す必要はない。

第2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、群馬県情報公開条例（平成12年群馬県条例第83号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、群馬県知事（以下「実施機関」という。）に対し、別表（あ）欄に記載の年月日付けで、別表の（い）欄に記載の開示請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、別表の（う）欄に記載の年月日に、本件各請求に係る公文書について存在しないことを確認し、別表（え）欄に記載の決定（以下「本件各処分」という。）を行い、不存在の理由を次のとおり付して、請求人に通知した。

（不存在の理由）

当該請求に係る文書は保有していないため。

3 審査請求

請求人は、実施機関に対して、本件各処分を不服として平成30年12月11日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、平成31年1月28日付けで弁明書を作成し、その副本を請求人に送付した。

5 口頭意見陳述の実施

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第31条第1項の規定に基づき、令和元年7月18日、口頭意見陳述を実施した。

6 諮問

実施機関は、条例第26条の規定に基づき、群馬県公文書開示審査会（以下「審査会」という。）に対して、令和元年8月2日、本件審査請求事案の諮問を行った。

第3 争点（本件各請求に係る公文書不存在決定について）

本件各請求に係る公文書を不存在とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

原処分を撤回し、資料・実態を調べ直して開示せよ。原処分は、条例第14条第2号イ違反であり、また原処分は群馬県条例を持ち出すまでもなく職権濫用・怠

業等の地方公務員法違反・刑法犯である詐欺罪・偽計業務妨害罪・行政不服審査法第52条違反・憲法違反等を隠蔽するものである。

2 実施機関の主張要旨

(1) 別表項番1に係る公文書について

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第4項において「職員は、第16条各号(第3号を除く。)の一に該当するに至つたときは、条例に特別の定がある場合を除く外、その職を失う。」とされ、第16条において欠格事由が定められている。また、同法第28条第1項において、「職員が、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、その意に反して、これを降任し、又は免職することができる。」として「心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合」(第2号)、「その職に必要な適格性を欠く場合」(第3号)が定められている。さらに、一定の資格を必要とする職種に係る免許資格等の欠格事由については医師法をはじめとする関係法令で定められている。

職員の失職や免職等については、これら地方公務員法とこれに基づく群馬県の条例・規則や関係法令に基づいて行われるものであり、請求にあるような内容の文書は、●●センターでは作成又は保有していない。

(2) 別表項番2に係る公文書について

開示請求の内容は、●●センター職員の患者又は第三者に対する対応についての根拠を求めていると思われるが、地方公務員の服務等人事行政に関する根本基準を定めたものとしては、地方公務員法がある。この第30条には、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当つては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」として、服務の根本基準が定められており、第32条には、「職員は、その職務を遂行するに当つて、法令、条例、地方公共団体の規則及び地方公共団体の機関の定める規程に従い、且つ、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない。」として、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務が定められている。また、第33条には、「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」として、信用失墜行為の禁止が定められ、さらに第35条には、「職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」として、職務に専念する義務が定められている。

地方公務員である●●センター職員は、これら地方公務員法その他の法令を遵守すべき義務があり、今回の開示請求に示すような、服務の根本基準から外れる行為や不法行為、信用を失墜するような内容を示す公文書を作成又は取得することはない。

3 口頭意見陳述における請求人の主張要旨について

前記第2の5の口頭意見陳述について、実施機関から提出された口頭意見陳述聴取結果記録書には、請求人の主張として、おおむね以下のことが記されている。

- (1) 病院局の看護職員は、被害妄想の状態、統合失調症であり、精神疾患を患っている。そうである以上、開示請求に係る公文書が、条例第14条2号イにより慣行として存在するものと主張する。
- (2) 高級ホテルの宿泊料金を踏み倒したと聞いている。公務員の立場を利用して踏み倒しているくせに、裁決が出ても一向に払おうとしない。
- (3) 行政不服審査法第52条は裁決の拘束力である。棄却であっても、却下であっても、あなたたち行政庁は拘束されても、我々民間人は拘束されない。そういうことが分かっていない。これは総務省の見解である。
- (4) あなた方は法律について色々書いてあっても、県条例だけを審査して、法律の審査を全くしない。単に、審査請求人の主張は本請求を左右するものではないと一括りにまとめてろくに審査しない。

第5 審査会の判断

1 争点（本件各請求に係る公文書不存在決定について）

- (1) 請求人及び実施機関の主張に照らすと、文書の存否の判断について主張が異なるため、本件各請求に係る公文書が、実施機関における事務処理上、作成又は取得されたか否か検討する。

なお、本審査会の判断に当たっては、本件各請求の記載内容に照らして、不特定多数の県民に対しての公文書が存在するか否かの観点から判断する。

- (2) 別表項番1に係る公文書について

ア 医療資格について

医師免許の取消しについて、医師法（昭和23年法律第201号）第7条第1項及び第3条は、医師が成年被後見人又は被保佐人に該当するときは、厚生労働大臣は当該免許を取り消す旨を定めている。精神疾患によりこれらの制限行為能力者の審判を受けることはあり得るが、民法（明治29年法律第89号）第7条及び第11条の定めるとおり、審判は請求によりなされるものであって、精神疾患に罹患することにより自動的に制限行為能力者になるものではないため、翻って精神疾患を理由として羈束的に免許を取り消されるわけではない。

また、医師法第7条第2項及び第4条第1号並びに医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）第1条は、精神の機能の障害により医師の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に対して医師免許の取消しができる旨を定めているが、精神疾患を理由として羈束的に医師免許が取り消されるわけではない。

看護師及び准看護師の免許の取消しについて、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第14条第1項第3号及び第2項第3号並びに第9条第3号並びに保健師助産師看護師法施行規則（昭和26年厚生省令第34号）第1条が定めているが、医師法の定める医師免許の場合と同様に、精神疾患を理由として羈束的に看護師免許及び准看護師免許が取り消されるわけではない。

薬剤師免許の取消しについて、薬剤師法（昭和35年法律第146号）第8条第1項及び第2項第3号並びに第5条第1号並びに薬剤師法施行規則（昭和

36年厚生省令第5号)第1条の2が定めているが、医師法等と同様に、精神疾患を理由として羈束的に薬剤師免許が取り消されるわけではない。

精神保健福祉士の免許の取消しについて、精神保健福祉士法(平成9年法律第131号)第32条第1項第1号及び第3条第1号が定めているが、医師法等と同様に、精神疾患を理由として羈束的に精神保健福祉士免許が取り消されるわけではない。

したがって、医師法、保健師助産師看護師法、薬剤師法及び精神保健福祉士法に鑑みれば、「自身が精神疾患を患ったら自身の医療資格を返上して辞めなくてはならないのに、離職しなくてもよい・又は離職してはならない」ことを内容とする公文書を作成又は取得することはない、との実施機関の説明に不自然な点は認められない。

イ 地方公務員たる地位について

地方公務員たる身分の欠格について、地方公務員法第16条第1号は、成年被後見人又は被保佐人を欠格事由と定めているところ、精神疾患によりこれらの制限行為能力者の審判を受けることはあり得るが、民法第7条及び第11条の定めるとおり、審判は請求によりなされるものであって、精神疾患に罹患することにより自動的に制限行為能力者になるものではないため、翻って精神疾患を理由として羈束的に欠格事由に至るものではない。

また、地方公務員の分限について地方公務員法第28条第1項第2号は、「心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合」には、降任又は免職をすることができるものと定め、同条第2項第1号は、「心身の故障のため、長期の休養を要する場合」は休職をすることができるものと定めている。これらはいずれも精神疾患に関する規定ではあるものの、精神疾患を理由として羈束的に分限処分を受けるわけではない。

したがって、地方公務員法に鑑みれば、「自身が精神疾患を患ったら自身の医療資格を返上して辞めなくてはならないのに、離職しなくてもよい・又は離職してはならない」ことを内容とする公文書を作成又は取得することはない、との実施機関の説明に不自然な点は認められない。

(3) 別表項番2に係る公文書について

第4の2(2)で実施機関が主張するとおり、地方公務員たる●●センター職員は、地方公務員法の適用を受けるが、同法は法令遵守義務及び信用失墜行為の禁止を定め、また、群馬県病院局の処務及び文書管理等に関する規程(平成15年群馬県病院管理規程第13号)第2条が例とする群馬県処務規程(昭和39年群馬県訓令甲第8号)第14条第1項では、「職員は、県民全体の奉仕者としての職責を自覚し、法令等及び上司の職務上の命令に従うとともに、秘密を守り、誠実かつ公正な職務の執行につとめなければならない。」と定め、地方公務員法と同内容の義務を定めている。

「県立●●センター(以下甲という)の職員ら(以下乙という)が、自分たちが困ると(例:高級ホテルの宿泊料金を踏み倒して金員を請求された場合)警察に相談に行くくせに、自分たちに甲の患者及び関係機関(以下丙という)に巨額の不払いの嫌疑がかかっても乙は丙に「(警察等に)出頭はしません」と言い放

って知らんぷりをしてもよい・又はしなくてはならない、という内容」との請求内容は、民事上及び刑事上の違法行為、並びに信用失墜行為と判断される可能性のある行為であり、前述のような義務を負っている地方公務員が、法令や規程に反する可能性のある内容の公文書を作成又は取得することは通常想定し難い。したがって、係る公文書を作成又は取得することはない、との実施機関の説明に不自然な点は認められない。

(4) よって、本件各請求に係る公文書を不存在とする実施機関の判断は妥当であると認められる。

なお、請求人は審査請求書及び口頭意見陳述において、本件各処分は条例第14条第2号イに違反すると主張する。しかし、同規定は個人情報であっても一般に公にされている情報については、あえて非開示情報として保護する必要性に乏しいものと考えられることから、ただし書により、本号の非開示情報から除くこととしたものである。そのため、本件各請求に係る公文書は不存在であるという実施機関の判断が妥当である以上、本件各請求に係る公文書が存在することを前提とした請求人の当該主張は是認することはできない。

2 結論

以上のことから、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

なお、請求人はその他種々主張するが、抽象的な主張に留まるものであり、本答申の判断を左右するものではない。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、以下のとおりである。

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
令和元年 8月 2日	諮問
令和元年 9月26日 (第75回 第一部会)	審議 (本件事案の概要説明)
令和元年11月12日 (第76回 第一部会)	審議
令和元年11月26日	答申

項番	(あ) 請求年月日	(い) 開示を請求する公文書の内容又は件名	(う) 決定年月日	(え) 決定
1	平成30年11月21日	県立●●センターの医師職員・看護職員・薬剤師職員・精神保健福祉士職員等(以下甲という)が、自身が精神疾患を患ったら自身の医療資格を返上して辞めなくてはならないのに、甲は離職しなくてもよい・又は離職してはならない、という内容	平成30年12月4日	不存在
2	平成30年11月22日	県立●●センター(以下甲という)の職員ら(以下乙という)が、自分たちが困ると(例:高級ホテルの宿泊料金を踏み倒して金員を請求された場合)警察に相談に行くせに、自分たちに甲の患者及び関係機関(以下丙という)に巨額の不払いの嫌疑がかかっても乙は丙に「(警察等に)出頭はしません」と言い放って知らんぷりをしてよい・又はしなくてはならない、という内容	同上	同上